

# 南相木村新型コロナウイルス感染症対策 PCR検査等費用補助金制度について

南相木村では以下の要件で、自費診療によるPCR検査（PCR検査、抗原検査、抗体検査）の費用を補助しています。県外から安心して帰省（帰宅）いただけるよう、該当される方はぜひこの制度をご活用ください。また、村民の皆様は帰省されるご家族等に、この制度について周知をお願いいたします。

## 対象者

- ・県外に居住している方で、村への帰省を目的に検査を受診した方（村に住民票がなくても対象になります）
- ・村に住所がある方で、県外に滞在した後に帰宅を目的に検査をした方

## 補助額等

- ・検査費用の2/3を補助（千円未満の端数切捨て）
- ・上限額は1回あたり22,000円
- ・補助金の申請回数は一人あたり年度内3回まで

## 申請方法

- ・「南相木村PCR検査費用等補助金申請書兼請求書」に必要事項を記入し、検査費用を支払ったことが証明できる領収書等を添付して、役場窓口または多機能多世代交流センター内住民課へ提出してください。
- ・申請書は役場窓口、多機能多世代交流センター内住民課で受け取るか、村ホームページからダウンロードしてください。

県内の検査対応医療機関は、「新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト」内の「個人向け支援情報ナビ」をご覧ください。

<ページURL>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-support2.html>

## 検査に関する留意点

- ・ドラッグストアやインターネット等を通じて、広告・販売されている抗体検査、抗原検査キットは、新型コロナウイルス感染症の診断に用いることはできません。
- ・より精度の高い検査を希望される場合は、検査対応医療機関での受検を推奨します。

お問合せ先 南相木村 住民課 住民係  
電話：0267-78-1050